

概要

市の特性を活かした伝統的住環境の保全及び新たなまちなみの創出を図るため、建築物の新築・改築に伴う外観の修景等に係る経費について助成を行っている。

背景

平成17年2月に1市2町5村が合併して誕生した白山では、山・川・海の豊かな自然環境に恵まれた市の特性を活かし、伝統的住環境の保全及び新たなまちなみの創出を図るため、「白山市まちなみ景観条例」を制定。同条例に基づき、魅力あるまちなみの整備及び快適な生活環境の創出に向けた取組を推進している。

まちなみ景観整備事業

1. 概要

まちなみ景観形成に関する住民協定が締結された地域の景観形成を促進するため、地域住民が行う伝統的な建築物等の保存、建築物の外観の修景、門扉・土塀等の修復等に対し、工事費用等の一部を助成している。



【修景事例】

2. 補助金額等

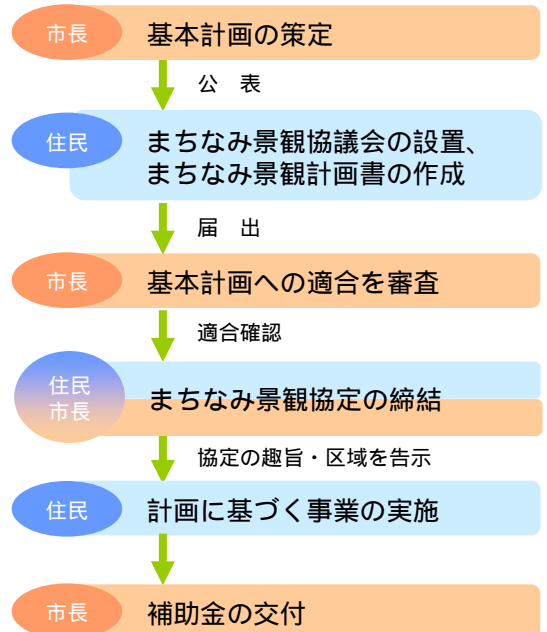
下記の事業類型に応じて、必要な経費の一部を助成。

事業の種類	補助対象基準	補助金の額
保存建造物修復事業	景観形成上必要と思われる伝統的な建築物及び工作物を保存していくために係る経費	事業費の2分の1（上限500万円）
建築物修景事業	建築物（外壁、格子、屋根等）の新築、改築、修繕等に伴う外観の修景に係る経費	事業費の2分の1（上限200万円）
	建築物（外壁、格子、屋根等）の新築、改築、修繕等に伴う外観の修景に係る設計・監理経費	事業費の10分の1（上限10万円）
	建築物（外壁、格子、庇等）を伝統的な塗布仕上げにより外観の修景を図る経費	事業費の2分の1（上限50万円）

事業の種類	補助対象基準	補助金の額
外構修景事業	門扉、土塀又は板塀の修復又は整備に係る経費	事業費の2分の1（上限100万円）
	石貼り舗装、竹垣、生垣、花壇等の修復又は整備に係る経費	事業費の2分の1（上限50万円）
	建築設備（エアコン室外機、給湯機、自動販売機等）の隠蔽及び撤去に係る経費	事業費の2分の1（上限50万円）
屋外広告物撤去・修景事業	屋外広告物（看板、案内板等）の撤去又は修復に係る経費	事業費の2分の1（上限50万円）
駐車場修景及び緑化事業	駐車場の修復又は整備及び緑化に係る経費	事業費の2分の1（上限50万円）
まちなみ景観保存団体育成事業	まちなみ景観の修景及び保存のため、住民団体の活動に対する経費	上限年間10万円

- 1 屋外広告物撤去・修景事業、駐車場修景及び緑化事業については、前面道路に面する部分を補助対象とする。
- 2 補助対象とする屋外広告物は、屋号看板等の店舗用とし、製品等の宣伝看板は除く。
- 3 一度補助を受けた補助事業については、交付を受けた年から15年間は再申請不可。（ただし、建築物（外壁、格子、庇等）を伝統的な塗布仕上げにより外観の修景を図る保全事業については10年間）

3. 手続きの流れ



4. 活用制度

地域住宅交付金（提案事業）

...補助金

【外壁等の修景が行われた住宅】



【修景前】



【修景後】

問い合わせ先

建設部 建築指導課

076-274-9561

実績・評価

【実績】

（平成17年度）

建築物修景事業：11件（10,537千円）

外構修景事業：1件（945千円）

まちなみ景観保存団体育成事業：3件（300千円）

（平成18年度）

建築物修景事業：5件（4,802千円）

まちなみ景観保存団体育成事業：2件（200千円）

【評価】

合併前（平成10年度）から同様の制度を設けて景観形成に取り組んでいる白峰地域（集落）においては、累計の制度活用実績が90件となり、統一されたまちなみの趣が醸成されてきている。

本制度は個人の住宅等の増改築の機会を捉え、良好なまちなみ景観形成に寄与する修景等を促すものであることから、まちなみ全体が統一感のある調和のとれたものとなるまでには長期間を要するため、今後とも継続的な取組を行っていくことが重要である。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	建設部 建築指導課
関連部局	建設部 住宅管理課 （美川地域）美川支所 建設課 （鶴来地域）鶴来支所 建設課 （白峰地域）白峰支所 産業建設課

【連携のポイント】

山・川・海の豊かな自然環境に恵まれた白山市の特性を踏まえ、各地域の生活環境に密着した良好なまちなみ整備が図られるよう、具体的な補助対象基準の設定に当たっては、各地域に所在する支所と連携しつつ、それぞれの地域に相応しい修景方法や基準の設定を図っている。